

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和2年3月25日

水曜日

号外(3)

## 目次

### 告示

- 令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧
- 土地改良区連合の定款変更の認可 3
- 保安林の指定予定 4

### 公告

- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告
- 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続きの変更 5
- 条件付き一般競争入札の実施 6
- 港湾の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告 14
- 新湊地区における重点的撤去区域の設定等に関する公告

~~~~~

## 告示

~~~~~

### 富山県告示第130号

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数について

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月25日

富山県知事 石井 隆 一

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9786424002755

政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0506199596287
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9683691889111
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999985918
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9530950388198
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999963976
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

### 富山県告示第131号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
生活介護	令和2年4月1日	1610400234	社会福祉法人海望福祉会	魚津市仏田3468番	ぶどうの森	魚津市小川寺天神山5851番地

### 富山県告示第132号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鉢地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとお

り縦覧に供する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営鉢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月25日から

令和2年4月22日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第133号

土地改良区連合の定款変更の認可について

常願寺川沿岸用土土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、令和2年3月16日認可した。



り漁港の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第14条の規定により、富山県射水市港町及び八幡町地内（新湊漁港）に掲示する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 指定する区域及び指定物件

漁港名等	指定区域	指定物件
新湊漁港（東・西地区）	水域施設（航路、泊地）及び船揚場	漁船以外の船舶
二級河川 内川	一級河川庄川水系庄川と湊橋下流端、東橋上流端の区間の水域	河川法に基づく占用許可を有しない船舶

## 2 指定の適用の日

令和2年9月25日

## 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続きの変更について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続きを次のとおり変更して実施するので、富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第108号）第13条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、富山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）の変更内容

(1) 郵送による受験申込の受付期間を次のとおり変更する。

令和2年3月25日（水）から4月13日（月）までの20日間

(2) 受付場所における受験申込を中止とする。

## 2 変更の理由

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止等を考慮して事務手続きを見直し、受付場所における受験申込を中止し、郵送による受験申込の受付期間を延長する。

## 条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院細菌検査室改修工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院細菌検査室改修工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 建築工事
- (4) 工事概要 中央診療棟3階の臨床検査室の一部を細菌検査室へ改修する。
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から令和2年8月7日まで
- (6) 予定価格 48,680,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成31・令和元年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築工事の等級がAの者として登載されており、かつ、建築工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

令和2年3月26日（木）から令和2年4月6日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

#### 4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年3月25日（水）から令和2年4月20日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

#### 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年4月8日（水）までに文書により通知する。

#### 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年4月8日（水）から令和2年4月10日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和2年4月17日（金）までに文書により行うものとする。

#### 7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和2年4月8日（水）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年4月8日（水）から令和2年4月20日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

## 8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 令和2年4月23日（木）午後1時30分

- (2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟5階51会議室

## 9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

## 10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。

- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

#### 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

#### 13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

#### 14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

#### 15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

#### 16 その他

- 
- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
  - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
  - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
  - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
  - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
  - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

## 入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

## 記

1. 工事名 富山県立中央病院細菌検査室改修工事
2. 履行期限 令和2年8月7日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号(連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

## (様式第2号)

## 入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

## 記

- 1 工事名 富山県立中央病院細菌検査室改修工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
②富山県東部(富山土木センター(立山土木事務所を含む。)管内又は新川土木センター(入善土木事務所を含む。)管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
③富山県における平成31・令和元年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築工事の等級がAの者として掲載されており、かつ、建築工事に係る総合数値が950点以上の者として掲載されていること。	( 該当 ・ 非該当 )
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。	( 該当 ・ 非該当 )

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付す

## 港湾の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第2項の規定により、次のとおり港湾の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の10の規定により、指定区域周辺に掲示する。

関係図面は、富山県土木部港湾課及び富山新港管理局において縦覧に供する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 指定する区域及び指定物件

#### (1) 指定区域

二級河川内川（東橋から万葉線内川橋梁まで）、内川整理場、堀岡船だまり泊地、堀岡泊地、堀岡3号物揚場前面泊地、新湊マリーナ、海老江船だまり泊地

#### (2) 指定物件

港湾施設の占用又は使用許可を得ていない船舶及び係留設備（係船杭、係船環、ロープ等）

### 2 指定の適用の日

令和2年9月25日

## 新湊地区における重点的撤去区域の設定等に関する公告

新湊地区における不法係留船対策に係る計画において、重点的撤去区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図書は、富山県土木部河川課及び高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 重点的撤去区域の範囲

河川名	範囲
二級河川 内川	一級河川庄川水系庄川と湊橋下流端、万葉線内川橋梁の区間（万葉線内川橋梁下を含まない）
二級河川 新堀川	河口から白石大橋（北陸新幹線高架橋から下流16mにある橋）下流端まで
二級河川 新鍛冶川	新堀川との合流点から新鍛冶川橋下流端まで

## 2 設定時期

令和2年9月25日

## 3 河川管理者が執るべき措置

河川管理者が別に定める期限までに、不法係留船を適法に係留し、若しくは保管できる場所に自主的に移動させない場合又は不法設置栈橋等を除却し河川を原状に回復しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）その他関係法令に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

